

# 東京都耳鼻咽喉科医会

## 会 則

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は、東京都耳鼻咽喉科医会（略称、都耳鼻医会）と称する。
- 第2条 本会の事務所を、東京都中央区京橋2 - 11- 8全医協連会館5階におく。
- 第3条 本会は、原則として、東京都を区域とする各地区耳鼻咽喉科医会の会員、都内大学に所属する耳鼻咽喉科医または都内病院に勤務する耳鼻咽喉科医をもって構成する。
- 但し、本会の趣旨に賛成する者は、理事会の議を経て、会員となることができる。
- 2 地区、大学及び病院を単位として群を設け、それぞれ地区群、大学群及び病院群とする。
- 3 一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会の発展に寄与する。
- 第4条 本会は医道の昂揚、専門的医学の振興、医療の向上につとめ、地区群・大学群・病院群と情報交換を密にし、会員の団結と親睦及び福利厚生を図る。
- また、公益社団法人東京都医師会ならびに一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会東京都地方部会と提携補完し、地域の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため必要な事業をおこなう。

### 第2章 役員、委員および代表者

- 第6条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副会長 3名以内
  - (3) 理 事 若干名(会長、副会長を含む)
  - (4) 監 事 2 名
- 2 本会に顧問をおくことができる。
- 第7条 本会は必要に応じて、委員をおくことができる。
- 第8条 本会に代表者若干名をおく。
- 第9条 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
  - 3 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
  - 4 監事は会務および会計を監査する。
  - 5 代表者は代表者会を組織し、会則に定めた事項の議決にあたる。
- 第10条 役員を選任は代表者会においておこなう。
- 2 会長・副会長は理事の互選による。

- 3 顧問は代表者会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 代表者会および委員の選任に関する事項は別に定める。

第11条 役員、顧問、代表者および委員の任期は2ヶ年とする。

- 2 補欠により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長の任期は連続3期迄とする。

第12条 理事、監事および顧問は相互に兼ねることはできない。

- 2 役員は代表者および同予備代表者を兼ねることはできない。
- 3 地区医会長は1名以上の理事を推薦することができる。

## 第3章 会 議

第13条 本会の会議は、総会、代表者会、理事会、委員会および地区医会長協議会とする。

第14条 理事会においては、会長が議長となり、次の事項を審議、執行する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 総会、代表者会および委員会に付する議案に関する事項
- (3) 総会、代表者会および委員会において理事会に委任した事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

第15条 総会および地区医会長協議会は、必要のあるとき会長が召集する。

第16条 代表者会においては、会則に定めあるもののほか、次の事項を議決し、又は承認する。

- (1) 会則の制定および変更に関する事項
- (2) 本会の解散に関する事項
- (3) 収支決算ならびに予算に関する事項
- (4) その他、会の運営に必要な事項

第17条 代表者会は、定時と臨時の2種とする。

- (1) 定時代表者会は毎年1回、会長が召集する。
- (2) 臨時代表者会は次の場合、会長が召集する。
  - (イ) 理事会で必要と認めたとき
  - (ロ) 監事の請求があったとき
  - (ハ) 代表者の5分の1以上の請求があったとき

第18条 代表者の選任は、各群において、規定の人員を選出する。

- 2 代表者の数は、各群ごとに選出し、その定数は、改選年の1月1日現在の会員数を基準として、会員数15名をこえる端数ごとに、それぞれ1名を加える。
- 3 各医会は、あらかじめ予備代表者1名を選出しておき、代表者に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 各大学は、あらかじめ予備代表者1名を選出しておき、代表者に事故あるときは、その職務を代行する。

- 5 病院群は、あらかじめ予備代表者2名を選出しておき、代表者に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 代表者は議長1名、副議長2名を互選し、その任期は、代表者に準ずる。
- 7 議長、副議長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第19条 委員会の委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員は互選により、委員長、副委員長1名を選任する。
- 3 委員会は必要の都度、委員長が招集する。

第20条 会務の運営のため、次の各部(各種委員会を含む)を設け、それぞれ理事が分担する。

- |              |           |            |
|--------------|-----------|------------|
| (1) 庶務部      | (5) 学術部   | (9) 医事問題部  |
| (2) 財務部      | (6) 保険医療部 | (10) 休日診療部 |
| (3) 会報部      | (7) 会員福祉部 | (11) 地域医療部 |
| (4) 広報・情報処理部 | (8) 学校保健部 | (12) 勤務医部  |

## 第4章 資産および会計

第21条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第22条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第23条 本会の資産は、会長が管理する。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

第25条 本会則は昭和43年10月24日より実施する。

- 2 本会則は昭和50年6月19日一部改正 昭和51年4月1日より実施する。
- 3 ” 昭和52年7月21日一部改正 昭和52年8月1日より実施する。
- 4 ” 昭和53年5月30日一部改正 昭和53年5月30日より実施する。
- 5 ” 昭和57年5月29日一部改正 昭和57年5月29日より実施する。
- 6 ” 昭和62年5月23日一部改正 昭和62年5月23日より実施する。
- 7 ” 平成2年5月26日一部改正 平成2年5月26日より実施する。
- 8 ” 平成3年5月25日一部改正 平成3年5月25日より実施する。
- 9 ” 平成9年6月7日一部改正 平成9年6月7日より実施する。

- 10     〃   平成 10 年 6 月 13 日一部改正   平成 10 年 6 月 13 日より実施する。  
1 1     〃   平成 14 年 5 月 25 日一部改正   平成 14 年 5 月 25 日より実施する。  
1 2     〃   平成 29 年 5 月 27 日一部改正   平成 29 年 5 月 27 日より実施する。  
1 3     〃   平成 30 年 5 月 26 日一部改正   平成 30 年 5 月 26 日より実施する。  
1 4     〃   令和 2 年 6 月 7 日一部改正   令和 2 年 6 月 7 日より実施する。

## 東京都耳鼻咽喉科医会会則施行細則

第1条 本会に入会しようとする者は、所定の入会金および会費を納入しなければならない。

入会金	A会員	50,000円(入会時)	診療所又は病院の開設者
	B会員	20,000円(入会時)	診療所の勤務者
	C会員	0円(入会時)	病院の勤務者
通常会費	A会員	18,000円(年額)	診療所又は病院の開設者
	B会員	6,000円(年額)	診療所の勤務者
	C会員	6,000円(年額)	病院の勤務者

- 2 主たる勤務場所が変わり、大学群または病院群から地区群に移行する際には、会則第3条により原則として各地区耳鼻咽喉科医会に入るものとする。その場合、C会員からAまたはB会員となり、新たに入会金相当額を納入する。

第2条 本会の会費は、通常会費および特別会費とし、原則として地区医会が毎年4月1日現在の会員数にて6月末日までに一括納入する。

第3条 会長は、理事会の議を経て、会員の会費を減免することができる。

第4条 原則として、正当な理由なく所定の会費を2年以上滞納した者は、退会したものとみなす。

第5条 本会に名誉会員をおくことができる。

名誉会員は本会の会員として10年以上在籍し、満80歳以上に達し本会の運営に対する尽力、貢献が顕著なもので、理事会の推薦により会長が任命する。

## 付 則

第6条 この施行細則は、東京都耳鼻咽喉科医会会則施行の日から実施する。

- 2 平成 2年5月26日一部改正   平成 3年 4月 1日より実施する。  
3 平成14年5月25日一部改正   平成14年 6月 1日より実施する。  
4 平成15年5月24日一部改正   平成15年 6月 1日より実施する。  
5 平成24年5月26日一部改正   平成24年 6月 1日より実施する。  
6 令和 2年6月 7日一部改正   令和 2年 6月 7日より実施する。